でに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。次条において同じ。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	中欄	下欄
［略］	［略］	［略］
理科総合	理科基礎、理科総合Ａ又は理科総合Ｂ	科学と人間生活
［略］	［略］	［略］

第四条　旧規則別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	中欄	下欄
国語	国語表現Ⅰ	国語
英語	オーラル・コミュニケーションⅠ又は英語Ⅰ	英語

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（経過措置）

第三条　この省令による改正前の高等学校卒業程度認定試験規則（以下「旧規則」という。）別表第一欄に定める試験科目について、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校を含む。）の高等部を含む。以下この条において同じ。）において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する同表の中欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から令和四年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第九十一条の規定により入学した生徒で平成十五年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	中欄	下欄
国語	国語総合	国語
世界史Ａ、世界史Ｂ、日本史Ａ又は日本史Ｂ	世界史Ａ、世界史Ｂ、日本史Ａ又は日本史Ｂ	歴史
地理Ａ又は地理Ｂ	地理Ａ又は地理Ｂ	地理
現代社会一科目又は倫理及び政治・経済の二科目	現代社会一科目又は倫理及び政治・経済の二科目	公共
数学	工業数理基礎	数学

上欄	中欄	下欄
［同上］	［同上］	［同上］
理科総合	総合理科、理科基礎、理科総合Ａ又は理科総合Ｂ	科学と人間生活
［同上］	［同上］	［同上］

第四条　旧規則別表第一欄に定める試験科目について、高等学校において次の表の上欄に掲げる試験科目に相当する中欄に掲げる科目を修得した者（平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までに高等学校に入学した生徒に係る教育課程の科目を修得した者に限る。）に対しては、その願い出により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験科目についての試験を免除する。

上欄	中欄	下欄
国語	国語表現	国語
英語	オーラルコミュニケーションⅠ	英語